

短期入所サービス利用の留意事項（平成24年3月2日）  
平成24年4月1日から実施

介護支援専門員が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、特に必要と認められる場合以外、禁止されています。

そこで、この要件に該当する場合は、事前に介護支援専門員による『短期入所の利用日数超過に関する理由書』の提出を求め、被保険者の状況等を勘案して貴職が考える指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第20号中の「特に必要と認められる場合」に該当する理由が、第三者的な立場からみて適当なものであるかの確認を市が行い、介護給付の適正化を図るものです。

また、この過程での会議等の記録及び市が交付した書面等については居宅サービス計画等の中に記録（付随して保管）してください。

なお、適当なものであると考えられる代表的な事例は、次のとおりです。

- ① 介護者の病気等で、一定期間介護者が不在になるが、状況回復により自宅に戻る場合
- ② 長期の短期入所サービス利用にならないよう、特養や老健を複数申込し、入所・入居日等が決定しているが、短期間の待機があり、かつ自宅に戻ることが不可能な場合。
- ③ 調整しながら短期入所サービスを利用していたが、本人及び家族が在宅介護（療養）の継続を希望している場合で、家族の就労のため不足する平日の介護力を補う目的で短期入所サービスを利用することにより、結果的に利用日数が認定期間の半数を超過してしまう場合。（入退院等で環境の調整が必要だった場合等）

提出していただく書類

- ・短期入所の利用日数超過に関する理由書
- ・基本情報
- ・アセスメント
- ・居宅介護サービス計画書（1～3表）
- ・サービス担当者会議の要点（要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスを利用することに関しての内容が記載されているもの）

具体的な手続きの流れは、「短期入所の利用日数超過に関する理由書提出の流れ」をご参照ください。

- \* 家族への対応、環境調整が困難な事例や、介護（予防）支援の方向性で助言が必要な場合などは、地域包括支援センターに相談し、協力を得ることができます。また、状況によって、同行訪問やサービス担当者会議の出席も可能です。
  
- \* 『短期入所の利用日数超過に関する理由書』の提出によって、短期入所サービスの利用が確定するものではないことにご注意ください。

短期入所の利用日数超過に関する理由書提出の流れ

